

子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2. 計画の期間

平成27年度～平成31年度までの5年間

3. 計画の記載事項

(1) 必須記載事項

○区域の設定

- ・小学校区や旧村、旧町地域などを想定

○各区域、年度における幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- ・量の見込みは、『現在の利用状況』+『利用希望』で算出
- ・認定の区分ごとに記載

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

- ・放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業 等

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期

○産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

(2) 任意記載事項

○専門的な知識・技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

○労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携について